

日時・場所	平成30年10月9日(火) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長(代理:遠藤議会事務局次長)、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長(代理:服部環境経済部次長)、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・ 仕事が着々と進んではいるが、年度の半分が終わり、改めて状況の確認と進行管理をお願いする。ロードマップの協議に入るが、半年の仕事の進み具合、今後の後半部分、また予算の検討時期でもあり、それらの評価を踏まえながら必要な事業や新規事業に対する議論が進むよう用意をして臨んでほしい。
- ・ 良くなってきたが、担当部署で悩み、共有化していない問題が、どうしてもなくなってから突然出てくるのがまだある。密室で悩んでいるだけでは解決できない。できるだけ速やかに共有化し、具体的に解決に向かうよう取り組んでほしい。抱え込むと傷が深くなるだけである。過去に発生している問題、眠っている問題がまだいくつもあり、前の人の時には手付かずだった、うまくいかなかったことであっても、先送りしないで自分の時に解決するつもりでチャレンジしてほしい。それが市民のためになる。全体を見通し、自らの時に解決する思いを持って、率先して取り組んでほしい。

2. 報告事項

- ① 「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針(案)」についてのパブリックコメントの結果について

[所管:環境経済部]

「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針(案)」について、パブリックコメントの結果を報告する。

意見提出数は6名から8件あり、賛成する意見が5件、疑問を呈する意見が3件であった。

→【VI-③】の回答中の緑化計画の策定や都市公園の充実を、【VI-①】の回答にも入れること。

→【VI-①】の意見に『「水と緑・安心の野洲」をテーマにまちづくりを進めている野洲市』とあるが、市の計画等で掲げられているテーマなのか。

→「水と緑・安心の野洲」は市で掲げているテーマではなく、『環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」』という組織の名称の一部である。

3. 協議事項

- ① 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[所管:政策調整部]

野洲市民病院事業の公営企業法の全部適用への移行と事業管理者の設置を平成31年4月1日に同時に行うこととなっているが、事業管理者の職務・職責を整理したところ、平成31年7月1日の病院の開設と同時に事業管理者を設置するほうが適当ではないかの考えから、所要の改正を行う。

事業管理者の設置に係る規定の復元については、次回の市議会定例会で行う予定である。

- ② 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

[所管:総務部]

災害対応や業務における臨時又は緊急の必要性から、管理職員が本来休むこととされている日や深夜の時間帯にやむを得ず勤務しなければならない場合の給与の措置として、管理職手当制度の補完対応を図るため、所要の改正を行う。

これにより、管理職員特別手当の支給対象の勤務時間帯を、週休日等の勤務又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務としていたものを、午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務とするよう見直し、運用の改善を行うことで、これまでの代休措置・管理職手当制度に加えて、管理職員の給与上の補完措置を図る。

平成31年1月1日以降の勤務に対して適用し、遡及は行わない。

- ③ 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[所管:健康福祉部]

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、放課後児童支援員の資格等について所要の改正を行う。

これにより、放課後児童支援員の資格等について、①教育職員免許法第4条に規定する免許状を有している者を対象とする規定へ改正、②専門職大学の創設に伴う改正、③5年以上の放課後健全育成

事業の実務経験があり、かつ、市長が適当と認めた者に対象を拡大する。

→③ 5年以上の実務経験は民間や保護者会で実施している事業も該当するのか。現在と制度の異なるような何年も前の実務経験も該当するのか。

→内容について再度確認を行う。一旦提案を取り下げる。

④ 野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例について

[所管:健康福祉部]

三上こども園施設整備及び子ども・子育て支援事業計画に基づき、所要の改正を行う。

これにより、幼稚園の園児の定数と三上保育園の位置を改める。

⑤ 「小篠原台」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

[所管:都市建設部]

建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、良好な環境を確保するため、標記条例を制定する。

これにより、建築基準法に基づく建築確認の際の審査対象となり、地区計画の内容の実現をより確実に担保することができる。

→地区計画制度の運用基準を見直し宅地の敷地面積は165㎡以上としたが、200㎡でいいのか。

→事業者が従前の200㎡のままを進めるとの意向だったので、当初の計画どおり200㎡としている。

⑥ 野洲市工場立地法準則条例について

[所管:環境経済部]

既存企業の工場敷地の有効利用、立地促進に向けた工場立地法上の緑地面積率等の見直しを行う。

この改正で、国が定める範囲内で、第2種、第3種、第4種区域の緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上に設定し、工場敷地の有効利用、立地促進を図る。

4. その他伝達事項

- ・ 10月11日、12日に総合計画ロードマップの市長ヒアリングを行うので出席を願う。10日が雨で市長出席行事が12日に延期となった場合、12日のヒアリングは16日に振替となるので、決定次第改めて企画調整課から連絡を行う。(政策調整部)
- ・ 10月1日に長谷川議員が保守協商へ会派の異動をされた。(議会事務局)
- ・ 元市議会議員の資格審査に係る知事の裁定が10月3日に行われ、市議会の決定を取消す旨の裁決が行われた。(議会事務局)
- ・ 9月27日付で提出された、市民病院基本設計への公金支出及び実施設計の随意契約に係る住民監査請求につき、受理決定がされ、10月4日付で通知がされた。10月25日14時から公開で意見陳述会を行う。60日以内に判断を行うこととなっており、11月26日が監査期限である。(総務部)

5. 次回部長会議の予定

10月15日(月) 8時45分～ 庁議室